



みほふれ愛プラザで相談できない申告

申告会場では、税務署の職員ではなく美浦村役場の職員が相談や申告書の仮收受を行っています。そのため、下記の申告については竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

- 青色申告、過去分の確定申告、準確定申告（亡くなった方の申告）
- 土地・建物・株式等の分離課税の申告、ゴルフ会員権や貴金属などの総合譲渡の申告
- 損益通算および繰越損失額の控除　・雑損控除（災害・盗難による損害等）
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が1年目の方、または2年目以降で連帯債務の方
- 国外居住親族等の扶養控除　・消費税、相続税、贈与税の申告
- 上記以外で申告内容に税務署の判断が必要であると役場職員が判断したもの

申告の際に必要なもの	
必要書類を持参されない場合や収支内訳書、医療費控除の明細書の作成が済んでいない場合は、申告相談ができませんのでご注意ください。	
対 象	必 要 書 類
すべての申告者	・マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない方は下記①②の両方 ①現住所記載の通知カード、マイナンバー記載の住民票　※どちらか1つ ②運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳、在留カード　※いずれか1つ ・申告者本人名義の預貯金口座番号のわかるもの（金融機関・種別・口座番号） ・確定申告のお知らせはがき（通知書） ※税務署より送付された方はお持ちください。
給与所得者・年金受給者	源泉徴収票、支払調書等、収入の額がわかるもの
事業所得者・農業所得者 ・不動産所得者	収支内訳書 ※必ず事前に作成してお持ちください。
社会保険料控除を受ける方	健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料等の領収書または納付済額証明書
生命保険料・ 地震保険料控除を受ける方	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書
寄附金控除を受ける方	ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が申告した場合、特例の適用はできなくなります。寄附金控除を受けるためには、確定申告をするときに全ての受領証明書等、または事業者が発行する年間寄附額が記載された寄附金控除に関する証明書が必要です。
医療費控除を受ける方	・医療費控除の明細書（ご自身で作成するもの）または医療費通知書（健康保険組合から送付されるもの） ※医療費控除の明細書は、医療を受けた人、医療機関・薬局・販売店等ごとに合計します。作成に時間がかかるため、必ず作成を済ませてお持ちください。 ・入院費用等、高額療養費や生命保険等で補てんされた場合、その明細書・証明書 ※補てんされた金額は支払金額から差し引きます。 ※明細書を作成するときに使用した各領収書は、申告時に添付・提示は不要ですが、5年間保管してください。税務署などから提示・提出が求められる場合があります。
セルフメディケーション 税制控除を受ける方 ※医療費控除との重複適用 はできません。	・セルフメディケーション税制の明細書　※必ず事前に作成してお持ちください。 ・一定の取組（人間ドック、予防接種、がん検診、定期健康診断等）を行ったことを明らかにする書類（領収書や結果通知表）は、申告時に添付・提示は不要ですが、5年間保管してください。

■問合せ　役場税務課☎029-885-0340（内線109・121）、竜ヶ崎税務署☎0297-66-1303



～所得税の確定申告と村・県民税の申告相談～

今年度も



で実施します

今年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広いスペースが確保できる地域交流館みほふれ愛プラザで実施します。**役場では行いません**ので、ご注意ください。

2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日・祝日を除く。ただし、
2月26日(日)午前の部は開設します。

午 前 の 部		午 後 の 部	
受付時間	当日午前 8 時30分～11時00分	受付時間	当日午前 8 時30分～午後3時00分
相談時間 ／定員	① 午前 8 時45分～10時00分　／ 16人	相談時間 ／定員	④ 午後 1 時30分～ 2 時30分　／ 12人
	② 午前10時00分～11時00分　／ 12人		⑤ 午後 2 時30分～ 3 時30分　／ 12人
	③ 午前11時00分～　正午　　／ 12人		⑥ 午後 3 時30分～ 4 時00分　／ 6人

《会　場》地域交流館みほふれ愛プラザ2階研修室（美浦村宮地1211-2）
《受付方法》2階研修室前の受付名簿の希望の時間帯に名前を記入してください。
※電話等での事前予約は行いません。
・相談にかかる時間には個人差があります。申告会場を離れる場合は相談時間を目安にお戻りください。
・受付人数が定員に達した場合は、受付時間終了前に受付を終了します。
・受付の際に検温を実施します。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスク着用をお願いします。

申告をする必要のある方

☐給与所得者で次に該当する方

・勤務先の事業所で年末調整をしていない方

・給与以外に所得があった方、または2カ所以上から給与を受けた方

※主たる給与以外の給与、または給与以外の所得（不動産・農業・営業等）が20万円以下の場合には、確定申告は不要ですが、村・県民税の申告は必要です。

☐公的年金等を受給されている方で次に該当する方

・公的年金収入が400万円を超える方

・公的年金等に係る所得以外の所得がある方

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円（給与収入の場合は75万円、農業・営業等所得の場合は、収入から経費を差し引いた金額が20万円）以下の場合、確定申告は不要ですが、村・県民税の申告は必要です。

☐事業所得（農業・営業等）や不動産所得、配当所得、雑所得等がある方

☐医療費控除等を受けようとする方

☐収入がなくても次の事項に該当する方は村・県民税の申告が必要です（収入または所得0の申告）

・所得や扶養等の状況に制限のある公的サービス等を受けるため、証明書等を必要とする方

※申告書を提出されない場合は、非課税証明書等の発行ができません。

・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の課税や軽減、高額療養費の適用等に必要です。

・医療福祉制度（マル福）や児童扶養手当等を受給される方

◎『所得』とは？ ⇒ 収入金額から「必要経費」を差し引いた金額

・例①　75万円（給与収入）－ 必要経費（給与所得控除） 55万円*＝　20万円（給与所得）

・例②　400万円（給与収入）－ 必要経費（給与所得控除）124万円*＝ 276万円（給与所得）

※給与収入の方の必要経費である「給与所得控除」は収入額によって異なります。詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>)をご覧ください。



国税庁HP